

十日町市指定給水装置工事事業者更新申請のご案内及び記入例

十日町市で給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けることが必須であることに加え、指定後は5年ごとの更新が必要となっています。

1 更新手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考	☑
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）		○	○	表面と裏面、必ず両方記入してください。	<input type="checkbox"/>
添付書類	機械器具調書（別表）	○	○		<input type="checkbox"/>
	誓約書（様式第2）	○	○		<input type="checkbox"/>
	住民票（写し）		○	発行日から3カ月以内のもの。	<input type="checkbox"/>
	定款（写し）	○		<u>余白に代表者の原本証明を記載してください。</u>	<input type="checkbox"/>
	登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	○		発行日から3カ月以内のもの。	<input type="checkbox"/>
	給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）	○	○	<u>変更がない事業者は提出不要。</u> 変更がある場合は更新後14日以内に届出。ただし、更新申請と同時に提出も可能。	<input type="checkbox"/>
	選任される主任技術者の免状（写し）又は主任技術者証（写し）	○	○	選任している主任技術者全員分を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	指定給水装置工事事業者証（旧）	○	○	現在保有している指定事業者証を返納してください。	<input type="checkbox"/>
	指定更新確認事項（別紙1, 2, 3）	○	○	別紙1, 2について講習会を受講した場合、受講証明書（写し）が必要。別紙3について保有する資格がある場合、資格証・修了証書等（写し）が必要。	<input type="checkbox"/>

2 提出方法

持参又は郵送（提出先は以下の「6 申請場所及び問い合わせ先」です。）

3 申請手数料

10,000円（上下水道課にて上記書類受領後、納入通知書を後日郵送いたします。お近くの金融機関にて納入期限までにお支払いをお願いします。）

4 有効期限

5年（有効期限はお渡りする指定事業者証に記載します。）

5 その他

指定給水装置工事事業者証（新）は申請手数料の納入が確認され次第郵送いたします。

6 申請場所及び問い合わせ先

〒948-0072

十日町市西本町3丁目688番地 十日町市下水処理センター内

十日町市上下水道局上下水道課水道維持係

TEL：025-757-3138（直通） FAX：025-232-7315

記入例

様式第1 (第4条、第5条関係)

(表)

指定給水装置工事事業者指定申請書

(新規 更新)

十日町市長 関口 芳史 様

上下水道課へ提出する日付を記入してください。

〇〇年 〇月 〇日

登記簿謄本及び住民票の記載のとおりに記入してください。

提出する方へ〇をつけるか不要な部分を二重線で消してください。

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ トオカマチスイドウセツビ 株式会社 十日町水道設備

社印又は代表者印は不要です。

本社が東京等にあり登記簿謄本に申請者の記載がない場合(代表者名も)は建設業許可の変更届出書の写し等確認ができるものを添付してください。

住所 十日町市〇〇町〇丁目〇〇番地〇

代表者氏名 代表取締役 トオカマチ タロウ 十日町 太郎

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>トオカマチ タロウ</small> 十日町 太郎 取締役 <small>トオカマチ ジロウ</small> 十日町 二郎 取締役 <small>トオカマチ サプロウ</small> 十日町 三郎	監査役 <small>トオカマチ シロウ</small> 十日町 四郎
事業の範囲	管工事業、ガス及び水道工事など
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

代表取締役から監査役までの役員すべてを記入してください。(法人のみ)フリガナを忘れずに記入してください。

登記簿謄本及び定款を参考に記入してください。
※給水装置工事事業を行うものが必要ですが。

別表の「機械器具調書」に記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

(裏)

事業を行う事業所の名称、所在地を記入してください。
※(表)の申請者と同じでも必ず記入してください。
(同じ場合は事業者の名称、所在地のみ記入)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 十日町水道設備 ○○支店
上記事業所の所在地	十日町市○○町○丁目○○番地○
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
トオカマチ タロウ 十日町 太郎	001234
トオカマチ シロウ 十日町 二郎	567890

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。
※「給水装置工事主任技術者選任届出書」と同一となります。

本社が東京等にあり登記簿謄本に事業所の記載がない場合は建設業許可の変更届出書の写し等確認ができるものを添付してください。

申請者と事業を行う事業所が違う場合は郵便番号、電話・FAX番号、メールアドレスを記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 十日町水道設備 ××支店
上記事業所の所在地	十日町市××町×丁目××番地×
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
トオカマチ ロクロウ 十日町 六郎	025700
トオカマチ ハチロウ 十日町 八郎	007570

上記申請以外にも給水装置工事業業を行いたい事業所がある場合は、この欄に記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記入例

別表

機械器具調書

上下水道課へ提出する日付
を記入してください。

〇〇年 〇月 〇日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用	パイプカッター	〇〇〇〇	1	
	キールカッター	〇〇mm~〇〇mm	1	
	金切りのこ	〇〇〇〇	1	
管の加工用	ねじ切り機	固定式鋸弦	1	
	やすり	〇〇〇〇	1	
	油圧式圧着機	〇〇〇〇	1	
管の接合用	パイプレンチ	〇〇mm~〇〇mm	1	
	トーチランプ	〇〇〇〇	2	
	トルクレンチ	〇〇〇〇	1	
	ラチェットレンチ	〇〇〇〇	1	
水圧テストポンプ	テストポンプ (手動式)	〇〇〇〇	1	

種別ごとに記入する項目は最低1種類です。

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。
(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記入例

様式第2（第4条、第5条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第

3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第1（表）の「申請者」欄
と同じものとなります。

上下水道課へ提出する日付
を記入してください。

〇〇年 〇月 〇日

申 請 者

社印又は代表者
印は不要です。

氏名又は名称 株式会社 十日町水道設備

住 所 十日町市〇〇町〇丁目〇〇番地〇

代表者氏名 代表取締役 十日町 太郎

十日町市長 関口 芳史 様

- 次のいずれにも該当しない者であること
- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることができなくなった日から二年を経過しない者
 - ニ 水道法第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記入例

様式第3（第13条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

十日町市長 関口 芳史 様

様式第1（表）の「申請者」欄
と同じものとなります。

届出者

株式会社 十日町水道設備
十日町市〇〇町〇丁目〇〇番地〇
代表取締役 十日町 太郎

水道局に提出する日付を記入し
てください。

〇〇年 〇月 〇

社印又は代表
者印は不要で
す。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 十日町水道設備 中央支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
トオカマチ タロウ 十日町 太郎	001234	令和6年9月30日
トオカマチ ジロウ 十日町 二郎	567890	令和6年9月30日

新事業者証を受領後、許可日14日以内に提出してください。
(更新申請時には提出不要です。)

(更新) 指定日を記入してください。
指定日以降、変更(選任・解任)があった場合はその都度、提出してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記入例

別紙1

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

社印又は代表者印は不要です。

氏名又は名称 株式会社 十日町水道設備
郵便番号、住所 〒000-1234
十日町市〇〇町〇丁目〇〇番地〇
代表者氏名 十日町 太郎
電話番号 025-XXX-XXXX

日本水道協会新潟県支部主催の講習会（例年冬実施）も含む

提出先の水道事業者（水道事業者である広域団体も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
令和3年 1月 23日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
休業日： 日曜日、正月三が日 GWに連休 営業日： 月～土 修繕対応時間： 8時～17時 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設物の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）： 該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 ） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 ）
その他（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）
夜間・休日緊急対応連絡先 0×0-XXXX-XXXX（代表者携帯） E-mail ○○○○○○@○○○○.jp

営業日・休日・対応時間などを記入。

不可の場合は、非公表を希望として掲載しない。

※公表には、ホームページ等への掲載をお願いします。

メールアドレスもあれば記入してください。（非公表）

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いいたします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施工規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること

※日本水道協会新潟県支部主催の講習会は給水装置工事主任技術者の研修ではないため、記載できません。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
十日町 太郎	現地研修会 給水工事技術振興財団	令和2年10月2日
十日町 二郎	自社内研修	令和3年9月15日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 不可	

受講した研修会名及び実施団体名を記入。
受講が確認できる証明等（給工財団が実施している講習の場合、修了を証明する画面等を印刷）の写しを添付する。
自社内研修の場合は、証明不要。

受講した日付を記入。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を掲載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施工規則 第36号

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管の取付口から水道メーターまでの配水管の取付口までの工事において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事をする他の者を実施に監督させることとする。 **※給水装置工事主任技術者ではありません。**

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
十日町 太郎	○	○	講習会修了者	R 2
十日町 三郎	○	保有する資格を欄外①～④から選んで記入。 ※添付：資格証・修了証書等		
社員A	○	×	雇用関係の有無は不要。	R 2
下請社員B	○	×		1

上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可 不可 不可の場合は、非公表を希望として掲載しない。

- ※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。
- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。